

## 奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会開催要綱第7条の規定に基づき、奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(懇話会の公開)

第2条 懇話会は原則として公開するものとする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年12月25日条例第45号）第29条各号に該当するものについては、非公開とする。

(開催の周知)

第3条 公開する懇話会の開催は、原則として、懇話会開催の日の7日前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 懇話会の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

2 前項に定める事項を記載した書面を、都市政策課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 懇話会の傍聴を希望する者は、懇話会の開会の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿（別記第1号様式）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、懇話会の会場（以下「会場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

3 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

4 傍聴券の発行枚数は、5枚とし、先着順に交付する。ただし、傍聴受付の際に、懇話会の傍聴を希望する者の数が、傍聴券の発行枚数の数を超えたときは、都市政策課の定める方法により交付できるものとする。

(入場の禁止)

第5条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、懇話会の秩序を乱し、又は懇話会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、懇話会が傍聴を認めないと定めた事項に関する意見交換等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

2 傍聴人は、懇話会終了後は速やかに会場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、都市政策課は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料配布等)

第9条 傍聴人には、都市政策課が必要と認めた資料を配布するものとする。

(意見等の概要の作成)

第10条 懇話会の意見等の概要は、懇話会の公開又は非公開に関わらず、懇話会の終了後速やかに作成することとする。

2 懇話会の意見等の概要の確定後、当該意見等の概要を都市政策課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載するものとする。

3 前項の意見等の概要は、当該懇話会が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くとともに、奈良市のホームページにも、その期間掲載するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、懇話会の公開及び傍聴に関し必要な事項は、都市政策課が定める。

附 則

この要領は、令和元年10月7日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第 回 八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会

整理番号 \_\_\_\_\_

傍 聴 受 付 簿

住 所	
氏 名	

第2号様式（第4条関係）

（表）

第 回 八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会

整理番号 \_\_\_\_\_

傍 聴 券

奈良市 都市整備部 都市政策課長

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。

※懇話会を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

（裏）

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。